

薬事システム等（トーショー社製）保守点検業務仕様書

京都市立病院における薬事システム等（トーショー社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、下記のとおり必要な事項を定める。

1 対象機器

薬事システム等（トーショー社製）（詳細は別紙の付表のとおり） 一式

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院 薬剤科

3 契約期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

4 契約条件

(1) 乙は、契約期間中、常に契約機種を良好に使用できる状態を維持するため、以下の業務を行うこと。

ア 薬事システム

- ① 定期点検 年2回
- ② 随時点検 年2回
- ③ 上記点検以外でも、契約の機種に故障が発生し、甲の通知を受けた場合には、乙は速やかに点検、調整、修理等を行うこと。

(2) 実施要領

ア 乙は、点検実施予定表を平成28年 月末日までに甲の事務局契約担当へ提出すること。なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう、甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに事務局契約担当へ報告すること。

イ 乙は、標準作業書を常備し、従事者に周知すること。

ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。

エ 乙は、保守点検終了後速やかに、乙の所定の様式により実施結果の報告書を甲の担当者へ提出し、その内容についての確認を得たうえで、完了届を事務局契約担当へ提出すること。

オ 乙は、本契約の対象機種に故障が発生し、連絡を受けたときは、速やかに出張したうえで、点検、調整、修理等を行うこと。その他の通常営業時間帯以外においては、別途協議のうえ、関係部署に支障なく対応すること。

カ 故障の修理に時間がかかる場合等、甲の業務に支障をきたす場合は、別途協議のうえ、対応すること。

キ 機器に関する取扱い、不具合、故障等の情報については、関係部署へ積極的に情報提供すること。

(3) 本契約に含まれる費用

ア 定期点検及び随時点検に係る費用

イ 点検時及び修理時の交換部品代（ただし、VCRの修理及びプリンタペーパー・ゼリー等の消耗品を除く）

ウ 故障発生時の調整，修理に係る作業工賃，交通費等の費用

(4) 本業務に含まれないもの

次に掲げる項目は，本契約の範囲外とする。

ア 火災，地震，風水害等の天災地変その他不可抗力及び異常電圧により生じた故障及び損傷

イ 設置場所の変更による本機器の移動並びに設置調整作業

ウ 甲の本機器取扱いの誤用又は乱用等に起因する故障及び損傷の修復作業

エ 乙の取扱品以外の部品，付属品，消耗品の使用に起因する故障及び損傷の復旧作業

オ 乙以外で修理，分解，改造又は移動がなされたことによる故障及び損傷の修復作業

カ 甲による使用中に発生した本機器の外観上の傷，へこみ等の修復作業

(5) 委託料の支払

委託料は，2回の均等払いとし，乙の請求により，支払うものとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は，甲乙協議のうえ，そのつど決定するものとする。

薬事システム保守点検業務対象機器一覧

付表

No	品名	型式	数量
1	全自動錠剤分包機	Xana4001	1
2	薬袋印字発行機	RI-6 II X	2
3	薬袋印字制御システム	A-WAVE	1
4	散薬監視システム	SW-2000	1
5	全自動散薬分包機	OMP-90ASP	1
6	全自動散薬分包機	io9090Win	1
7	水薬監査システム	L-wave	1
8	水薬計量器	Wink1000	1
9	処方通信制御システム		1
10	処方解析制御システム		1
11	物流システム 連携システム		1
12	麻薬管理システム		1
13	毒薬管理システム		1
14	処方受信 サーバー機		1
15	注射受信 サーバー機		1
16	クライアント制御端末 (※1)		11
17	クライアント制御端末 (※2)		5
18	散薬分包機制御用ノート端末		1
19	処方監査用プリンター (カラープリンター仕様)		5
20	ラベルプリンターLAN&カッター装置		3

(※1) (処方受信, 処方解析, 注射受信, 注射解析, 薬袋制御, 毒薬管理: 3台, 麻薬管理, 集計, 注射払出) 端末

(※2) (錠剤分包制御, 水薬監査, 散薬監査, 注射薬取揃え, 指示箋発行) 端末